



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

みなし配当に係る源泉徴収義務

—— 従業員持株会に対する貸付金の回収と自己株式の取得 ——

今回ご紹介する判決は、法人が自己株式を代物弁済で取得したことに伴い、みなし配当が発生するか否かを争った事例です。大阪地裁は請求を棄却しましたが、原告法人は控訴しており、大阪高裁でどのような判断がなされるのか今後の動向にも注目したいと思います。

(平成 23 年 3 月 17 日大阪地裁・棄却・控訴・TAINS コード Z888-1593)

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

原告A社の従業員持株会は、退会者から株式持分を買い戻す場合等の不足資金をA社から借り入れていましたが、買い戻した株式を割り当てるだけの新たな会員の入会や拠出金が確保できない状態となったため、借入金321億円余に達していました。こうした状況を受けて、A社は、従業員持株会に対する貸付金を回収するため、同会が保有するA社株式を代物弁済により取得しました。

本件は、処分行政庁が、代物弁済により消滅した債権のうち、取得した株式に対応する資本金等の金額を超える部分281億円余は「みなし配当」に該当し、A社には、所得税法181条に基づき、源泉徴収義務があるとして、A社に対し源泉所得税56億円余の納税告知処分等をした事案です。

<裁判所の判断>

大阪地裁の吉田裁判長は、代物弁済に伴うみなし配当が発生しており、A社には源泉徴収義務があるとして、棄却の判決を言い渡しました。

1 従業員持株会の法的性格

A社は、本件持株会は「人格のない社団」であり、株式の時価と借入金債務とを対比すれば、著しい債務超過の状態にあり強制換価手続の執行が避けられない状況にあったから、仮に、代物弁済がみなし配当に該当するとしても、所得税法9条1項10号の非課税所得規定が適用される旨主張する。

しかし、本件持株会は、規約1条で、「民法上の組合」として組織することを明確に宣言している。そして、決算配当のうち配分済株式に係る部分については、会員に対し、配当金額及び源泉徴収税額を記載した「名義人受領の配当所得の調書」を発行するなど、本件持株会が業務に関連して他人のために配当所得の支払を受ける者であることを前提とした計算処理を行い、本件持株会が民法上の組合であることを前提としたパススルー課税の扱いを受けていた。こうした運営実態等から当事者の意思を合理的に解釈すれば、本件持株会の法的性格は「民法上の組合」であると認めることができる。したがって、これと異なる前提に立つA社の主張はいずれも理由がない。

2 みなし配当該当性

A社は、代物弁済は、多額の借入金債務を抱え危機に瀕していた本件持株会を維持することにより、従業員の福利厚生対策の危機を救済するために行われたものであるから、所得税法25条1項5号に該当する事実関係が認められない旨主張する。しかし、代物弁済の時点において、民法上の組合である持株会の会員らは、A社に対し借入金債務を負っており、代物弁済によって借入金債務が消滅したという事実関係がある以上、代物弁済は所得税法25条1項柱書き及び5号が規定する要件を充足しており、このことは、A社が代物弁済を行った目的いかんによって左右されるものではない。

…………… (税法データベース編集室 市野瀬 宙子)

◇以上の判決例について詳細(全文・A4判15頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第217号(平成23年8月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628